

事務連絡  
令和5年3月6日

各障害福祉サービス事業所等 管理者様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長

令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス感染症  
対策におけるマスク着用について（依頼）

平素から、本県の障害福祉行政につきまして、格別のご協力を賜り、ありがとうございます。

すでに、令和5年2月20日に電子メール等でご案内しているところですが、令和5年2月10日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方  
の見直し等について」が決定され、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする取  
扱いが、令和5年3月13日から適用されることとなりました。

つきましては、3月13日以降のマスク着用については、下記を参考にご対応いただきます  
よう、お願いします。

記

1 令和5年3月13日以降の取扱い

- ・ 個人の判断に委ねることが基本となりますが、マスクの着用は、基本的には必要ありません。
- ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。

2 着用が効果的な場面

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
  - (1) 医療機関受診時
  - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時
    - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの  
(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的とされています。

### 3 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用してください。

### 4 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

高知県障害福祉課事業者担当

電 話：088-823-9635

F A X：088-823-9260

電子メール：060301@ken.pref.kochi.lg.jp